

問1 平成28年1月1日以後に個人に支払われるべき預金の利子及び国債の利子に対する住民税の課税に関する以下の事項について述べなさい。

- ・これらの利子を金融機関が支払う際に徴収する場合における課税される割の名称、課税団体、税率及び徴収の方法
- ・これらの利子の支払を受けた個人が当該利子に係る所得について申告しようとした場合の可否、申告した場合における課税される割の名称、課税方式、課税団体、支払時の課税との調整及び上場株式等の譲渡損失との関係

<解答>

1. 預金の利子

- [1] 課税される割の名称  
利子割という。
- [2] 課税団体(理テキ4-1〔2〕)
- [3] 税率(理テキ4-1〔4〕)  
税率は5%とする。
- [4] 徴収の方法(理テキ4-1〔6〕)
- [5] 申告しようとした場合の可否  
預金の利子は申告することはできない。

2. 国債の利子

- [1] 課税される割の名称  
配当割という。
- [2] 課税団体(理テキ4-2〔2〕)
- [3] 税率(理テキ4-2〔3〕)  
税率は5%とする。
- [4] 徴収方法(理テキ4-2〔5〕)  
・源泉徴収選択口座を利用した場合の特例(理テキ4-3〔3〕〔4〕の要約)  
源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の徴収方法は特別徴収であるが、同口座内の上場株式等の譲渡損失がある場合には損益通算後の所得に対して配当割が徴収され、翌年1月10日までに道府県へ一括納入されることとなる。
- [5] 申告しようとした場合の可否  
国債の利子は分離課税として申告することができる。
- [6] 申告した場合における課税される割の名称  
所得割という。
- [7] 課税方式  
・上場株式等に係る配当所得等の金額として総所得金額から分離され課税される。
- [8] 課税団体(特例の場合)  
その個人の賦課期日現在における住所地の市町村及び道府県が課税団体となる。
- [9] 支払時の課税との調整(理テキ4-2〔8〕(2))

[10] 上場株式等の譲渡損失との関係 (理テキ3-2[2]の要約)

(1) 損益通算

上場株式等に係る配当所得等の金額と上場株式等に係る譲渡損失の金額は、損益通算される。

(2) 繰越控除

損益通算しきれなかった金額は、翌年度以後3年間の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

<解答上のポイント>

平成28年以後の改正論点である利子課税の取扱いについて問われている。利子割、配当割の理論をベースに、問いかけられている流れに沿って解答していけばよかった問題である。解答例のように預金と国債に分けて解答していけば作成しやすかったのではないと思われる。本問のような場合は暗記した理論そのままの解答ではなく、試験問題における指示に対応させて解答作成してほしい。

<類題>

第38回(昭和63年)の1、第48回(平成10年)の1、第53回~第56回(平成15年~18年)の間2、第61回(平成23年)の間1

<解答>

1. 預金の利子

[1] 課税される割の名称

利子割という。

[2] 課税主体

道府県民税は、利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人に対しては、利子割額によって課する。

営業所等とは、利子等の支払をする者の営業所、事務所その他これらに準ずるもので利子等の支払の事務を行うものをいう。

[3] 税率 (理テキ4-1[4])

税率は5%とする。

[4] 徴収の方法 (理テキ4-1[6])

(1) 特別徴収

道府県は、利子割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(2) 特別徴収義務者の指定

道府県は(1)によって徴収しようとする場合には、その利子等の支払又はその取扱いをする者で道府県内に営業所等を有するものをその道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

(3) 申告納入

特別徴収義務者は、利子等の支払の際、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、総務省令で定める様式によって、その徴収すべき利子割の①課税標準額、②税額、③その他必要な事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金をその道府県に納入する義務を負う。この場合、道府県知事に提出すべき納入申告書には、総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

(4) 申告納入の意義（法1①十一）

特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。

[5] 申告しようとした場合の可否

預金の利子は申告することはできない。

2. 国債の利子

[1] 課税される割の名称

配当割という。

[2] 課税団体

道府県民税は、特定配当等の支払を受ける個人でその特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものに対しては、配当割額によって課する。

[3] 税率（理テキ4-2〔3〕）

税率は5%とする。

[4] 徴収方法（理テキ4-2〔5〕）

・源泉徴収選択口座を利用した場合の特例（理テキ4-3〔3〕〔4〕の要約）

源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の徴収方法は特別徴収であるが、同口座内の上場株式等の譲渡損失がある場合には損益通算後の所得に対して配当割が徴収され、翌年1月10日までに道府県へ一括納入されることとなる。

[5] 申告しようとした場合の可否

国債の利子は分離課税として申告することができる。

[6] 申告した場合における課税される割の名称

所得割という。

[7] 課税方式

・上場株式等に係る配当所得等の金額として総所得金額から分離され課税される。

[8] 課税団体

その個人の賦課期日現在における住所地の市町村及び道府県が課税団体となる。

## 〔9〕支払時の課税との調整

その所得についてその明細その他所定の事項を申告した場合には、所得割の課税標準に含めて所得割額を算定するとともに、その所得割の額から、その特定配当等に係る配当割額を控除するものとする。

### 〔10〕 上場株式等の譲渡損失との関係（理テキ3-2〔2〕の要約）

#### （1） 損益通算

上場株式等に係る配当所得等の金額と上場株式等に係る譲渡損失の金額は、損益通算される。

#### （2） 繰越控除

損益通算しきれなかった金額は、翌年度以後3年間の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

問2 個人住民税における寄附金税額控除について、所得税との違いに留意し、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- ・控除の対象となる寄附金
- ・控除額
- ・控除を受けるための手続

<解答>

[1] 趣旨 (理テキ3-5[4](1))

[2] 適用要件等

(1) 控除の対象となる寄附金 (理テキ3-5[4](2)①~④)

(2) 控除額 (理テキ3-5[4](2)算式)

[3] 特例控除額加算

(1) 適用要件、控除の対象となる寄附金 (理テキ3-5[4](3)①)

(2) 控除額 (理テキ3-5[4](3)②)

[4] 控除を受けるための手続 (理テキ3-5[4](4))

[5] 寄附金税額控除の申告の特例 (理テキ3-5[4](5))

[6] 所得税との違い

(1) 所得税は原則として所得控除であり、住民税は税額控除である。

(2) 対象となる寄附金は、所得税の方が幅広い。

(3) 支出限度額が、所得税では課税標準の40%、住民税では課税標準の30%である。

(4) 住民税では、いわゆるふるさと納税、ワンストップ特例が存在する。

<解答上のポイント>

解答骨子は理論テキストのタイトルに原則として従ったが、試験問題に指示のある「控除の対象となる寄附金」「控除額」「控除を受けるための手続」の項目を解答作成の際にはその小タイトルなどに織り込む必要がある。内容自体は理論テキストの内容で十分である。

<類題>

第62回 (平成24年) の問1

(1) 趣 旨

従来所得控除であったが、税額控除の方が納税義務者にはわかりやすく、貢献意欲も湧くということで設けられた。

(2) 適用要件等

所得割の納税義務者が前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、その者の調整控除などの適用後の所得割の額から、次の算式で計算した金額を控除する。

適用要件,  
控除の対象と  
なる寄附金

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその者に及ぶと認められるものを除く。）
- ② 社会福祉法に規定する共同募金会（その主たる事務所をその納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（その納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、一定のもの
- ③ 所得税法に規定する一定の寄附金並びに特定非営利活動に関する寄附金（④を除く）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金としてその道府県（市町村）の条例で定めるもの
- ④ 特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金としてその道府県（市町村）の条例で定めるもの（特別の利益がその者に及ぶと認められるものを除く。）

算 式

控除額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{(2)の寄附金の額} \\ \text{の合計額(注1)} \end{array} - 2,000円 \right] \times 4\% \text{ (6\%)} = \text{控除額}$$

(注1) 課税標準の合計額の30%を限度とする。

(注2) 指定都市の区域内に住所を有する場合には、4%は2%と、6%は8%となる。

(3) 特例控除額加算

① 適用要件等

(2)①の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、(2)の控除額に次の特例控除額が加算される。

② 特例控除額

$$\left[ \begin{array}{l} \text{都道府県、市町村又は} \\ \text{特別区に対する寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} - 2,000円 \right] \times \text{特例控除割合} \times \frac{2}{5} \left( \frac{3}{5} \right) = \text{控除額}$$

(注1) 90%—寄附者に適用される所得税などの限界税率

(注2) 調整控除後の所得割の額の2割を限度とする。

(注3) 指定都市の区域内に住所を有する場合には、 $\frac{2}{5}$ は $\frac{1}{5}$ と、 $\frac{3}{5}$ は $\frac{4}{5}$ となる。

(4) 手続

寄附金税額控除に関する事項を記載し申告しなければならない。

(5) 寄附金税額控除の申告の特例

① 申告特例の求め

申告特例対象寄附者は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、市町村民税の申告書の提出（所得税の確定申告書の提出によるみならず申告を含む。）に代えて、地方団体に対する寄附金を支出する際、寄附金を受領する地方団体の長に対し、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に申告特例通知書の送付を求めることができる。道府県民税も市町村民税と併せて同様の手続になる。

② 申告特例対象寄附者

地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について申告書を提出する義務がないと見込まれる者等であって、寄附金税額控除を受ける目的以外に、寄附金を支出する年の翌年の年度分の所得割について申告書の提出を要しないと見込まれるものに限る。

③ 申告特例の申請

申告特例の求めを行う者の氏名、住所、その地方団体に対する寄附金の額などの事項を記載した申請書により行わなければならない。

④ 申告特例通知書の送付

地方団体の長は、申告特例の求めがあったときは、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、申請書に記載されたその申告特例の求めを行った者の住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならない。

⑤ 申告特例通知書の送付等をなかったものとみなす場合

申告特例の求めを行った者が、申告をした場合又は5を超える地方団体の長に申告特例の求めをした場合には、申告特例の求め及び申告特例通知書の送付については、いずれもなかったものとみなす。

⑥ ワンストップ特例計算

道府県及び市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に寄附金を支出し、かつ、その納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合には、申告特例控除額をその者の(2)及び(3)の寄附金税額控除後の所得割の額から控除する。

〔6〕 所得税との違い

- (1) 所得税は原則として所得控除であり、住民税は税額控除である。
- (2) 対象となる寄附金は、所得税の方が幅広い。
- (3) 支出限度額が、所得税では課税標準の40%、住民税では課税標準の30%である。
- (4) 住民税では、いわゆるふるさと納税、ワンストップ特例が存在する。